

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和元年 10 月 25 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1900009号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第1900009号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和13年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年6月23日から昭和60年6月1日まで

請求期間について、A社にトラックの運転手として勤務していたが、同社は厚生年金保険の被保険者として届出してくれなかった。

このことから、私は当時の社会保険事務所に出向き、A社を指導するよう申し出たにもかかわらず、相談には応じてもらえなかった。

私は、A社の正社員として勤務していたことから、本来であれば、厚生年金保険の第一種被保険者と記録されるべきであるところ、請求期間が厚生年金保険に未加入又は第四種被保険者となっているのは、社会保険事務所が同社に対して適切な対応をとらなかったことが原因であるので、当該期間を厚生年金保険の第一種被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間のうち、昭和58年4月8日から昭和60年4月8日までの期間において、A社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できることから、当該期間は同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求者は、「A社の事業主は、私を厚生年金保険に加入させてくれなかった。同社に勤務していた期間において、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨を陳述している上、請求者のオンライン記録等によると、請求期間のうち、昭和55年6月23日から昭和57年3月28日までの期間、同年8月3日から昭和58年2月27日までの期間及び同年7月6日から昭和60年6月1日までの期間は、厚生年金保険第四種被保険者であったことが確認できることから、A社は請求者を厚生年金保険に加入させておらず、請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていなかったと考えられる。

また、A社は、「資料は何も残っておらず、請求者の厚生年金保険料の控除等については不明である。」旨回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求期間中に請求者の氏名等は確認できず、健康保険の整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、年金記録の訂正請求に係る厚生年金保険の記録訂正は、請求期間における被保険者資格の届出又は厚生年金保険料の控除等に係る事実認定に基づき、その要否を判断するものであり、これと離れて社会保険事務所の対応の適否を判断し行うものではない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1900012号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第1900010号

第1 結論

1 請求者のA社における平成20年9月1日から平成22年7月1日までの期間、同年11月1日から同年12月1日までの期間、平成23年1月1日から同年2月1日までの期間、同年3月1日から同年4月1日までの期間、同年6月1日から同年8月1日までの期間、同年9月1日から平成25年8月1日までの期間及び平成26年9月1日から平成29年9月1日までの期間(以下「本件訂正期間1」という。)の標準報酬月額を訂正することが必要である。本件訂正期間1の標準報酬月額については、別表1のとおりとする。

平成20年9月から平成22年6月まで、同年11月、平成23年1月、同年3月、同年6月及び同年7月、同年9月から平成25年7月まで及び平成26年9月から平成29年8月まで(以下「本件訂正年月」という。)の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る本件訂正年月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成20年6月27日、平成21年6月20日、同年12月25日、平成22年6月28日、同年12月24日、平成23年3月22日、同年6月30日、同年12月26日、平成24年6月30日、同年12月21日、平成25年6月10日、同年12月15日、平成26年6月20日、同年12月25日、平成27年6月20日、同年12月27日、平成28年6月15日及び同年12月22日(以下「本件訂正期間2」という。)の標準賞与額を訂正することが必要である。本件訂正期間2の標準賞与額については、別表2のとおりとする。

本件訂正期間2の訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る本件訂正期間2の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 20 年 1 月 1 日から平成 29 年 9 月 1 日まで
② 平成 20 年 6 月 27 日
③ 平成 20 年 12 月 26 日
④ 平成 21 年 6 月 20 日
⑤ 平成 21 年 12 月 25 日
⑥ 平成 22 年 3 月 31 日
⑦ 平成 22 年 6 月 28 日
⑧ 平成 22 年 12 月 24 日
⑨ 平成 23 年 3 月 22 日
⑩ 平成 23 年 6 月 30 日
⑪ 平成 23 年 12 月 26 日
⑫ 平成 24 年 6 月 30 日
⑬ 平成 24 年 12 月 21 日
⑭ 平成 25 年 6 月 10 日
⑮ 平成 25 年 12 月 15 日
⑯ 平成 26 年 6 月 20 日
⑰ 平成 26 年 12 月 25 日
⑱ 平成 27 年 6 月 20 日
⑲ 平成 27 年 12 月 27 日
⑳ 平成 28 年 6 月 15 日
㉑ 平成 28 年 12 月 22 日

A社に勤務していた請求期間①の標準報酬月額が、給与支給額より低く記録されている上、請求期間②から㉑までの標準賞与額が、賞与支給額より低く記録されていたり、記録されていなかったりしている。保管している給与明細書及び賞与明細書等を提出するので、調査の上、請求期間の標準報酬月額及び標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、本件訂正期間1については、請求者が保管する給与明細書及びA社が保管する給与計算一覧表（賃金台帳）（以下、併せて「給与明細書等」という。）により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、請求者が、本件訂正期間1においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬

月額を支払いを受け、当該標準報酬月額を超える標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、本件訂正期間1の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、本件訂正年月の標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、別表1のとおりとすることが妥当である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、本件訂正期間1について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び同報酬月額変更届を年金事務所（社会保険事務所を含む。）に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても過少な納付であったことを認めていることから、年金事務所は、請求者の本件訂正期間1の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、本件訂正期間1に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①のうち、平成20年1月1日から同年9月1日までの期間、平成22年7月1日から同年11月1日までの期間、同年12月1日から平成23年1月1日までの期間、同年2月1日から同年3月1日までの期間、同年4月1日から同年6月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間及び平成25年8月1日から平成26年9月1日までの期間については、給与明細書等により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

- 2 請求期間②から④までのうち、本件訂正期間2については、請求者が保管する賞与明細書、給与所得の源泉徴収票及びA社が保管するボーナス計算資料（賃金台帳）（以下、併せて「賞与明細書等」という。）により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求者が、本件訂正期間2においてオンライン記録により確認できる標準賞与額を超える賞与額の支払いを受け、当該標準賞与額を超える標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、本件訂正期間2の標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、本件訂正期間2の標準賞与額については、賞与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、別表2のとおりとすることが妥当である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、本件訂正期間2について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても過少な納付であったことを認めていることから、年金事務所は、請求者の本件訂正期間2の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、本件訂正期間2に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間③及び⑥については、給与明細書等並びに賞与明細書等により確認又は推認できる賞与額が、オンライン記録の標準賞与額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

別表

厚生局受付番号 : 四国(受)第1900012号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第1900010号

別表1

訂正年月	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
平成20年9月から平成21年7月	18万円	15万円
平成21年8月	20万円	
平成21年9月から平成22年6月まで	20万円	19万円
平成22年11月	24万円	22万円
平成23年1月	24万円	
平成23年3月	24万円	
平成23年6月及び同年7月	24万円	
平成23年9月から平成25年7月	24万円	
平成26年9月から平成27年3月まで	22万円	20万円
平成27年4月から同年8月まで	24万円	
平成27年9月から平成29年8月まで	26万円	22万円

別表2

訂正年月日	訂正後の標準賞与額	訂正前の標準報酬賞与額
平成20年6月27日	10万円	7万円
平成21年6月20日	11万5,000円	10万円
平成21年12月25日	16万6,000円	14万円
平成22年6月28日	12万円	11万円
平成22年12月24日	20万6,000円	18万円
平成23年3月22日	10万6,000円	記録なし
平成23年6月30日	14万8,000円	10万円
平成23年12月26日	23万4,000円	2万円
平成24年6月30日	15万6,000円	13万円
平成24年12月21日	24万3,000円	20万6,000円
平成25年6月10日	19万3,000円	11万4,000円
平成25年12月15日	25万3,000円	20万円
平成26年6月20日	20万1,000円	17万円
平成26年12月25日	25万6,000円	23万円
平成27年6月20日	16万7,000円	15万2,000円
平成27年12月27日	25万5,000円	19万円
平成28年6月15日	18万3,000円	17万3,000円
平成28年12月22日	26万2,000円	21万円